

第2回多面的機能支払交付金第三者委員会

議事録

1. 日 時 平成27年3月5日（木曜日）13：00～14：57
2. 場 所 農林水産省 第2特別会議室
3. 議事録

○野原農地・水保全管理室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第三者委員会を開催したいと考えております。

本日説明をさせていただきます、農村振興局農地・水保全管理室長の野原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しい中、第2回多面的機能支払交付金第三者委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

なお、本委員会は公開で行います。報道関係者の方のカメラ撮影は冒頭撮影のみとさせていただきますと思いますので、ご協力お願いいたします。

また、資料及び議事録についても、原則として公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず開会に当たりまして、小林農村振興局次長よりご挨拶を申し上げます。

○小林農村振興局次長 小林でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、本日は局長の三浦が出席する予定でございましたけれども、急遽国会に所用ができませんかなわなくなりました。まずもってお詫び申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、多面的機能支払交付金につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランに基づきまして本年度よりスタートしたところでありまして、来年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度として実施していくこととなっております。

詳細につきましては後ほど担当よりご説明差し上げますが、今年度は昨年度の農地・水保全管理支払の約1.3倍に当たります約200万ヘクタールにおきまして取組が拡大したところでございます。今後も施策の推進に向けて、また現場の声も踏まえつつ、制度の充実を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、本交付金の取組がより効果的に展開していけるように取組状況の点検なり、あるいは施策の評価に向けましてお力添えをいた

だければと思います。

第1回の委員会として、昨年10月には愛知県下で取組の現場をご視察いただきまして、活動組織や地方自治体の方々から取組の広がりにつきまして意見交換をさせていただきました。第2回目の今日は、平成26年度の実績の状況、それから施策の評価の進め方、こういった点につきましてご説明させていただき、評価の手法等の検討に着手したいと、このように考えております。

最後になりますが、本日は各委員の方々から忌憚のないご意見を賜りまして、実りある討議をお願いいたします。開催に当たりましての一言のご挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお祈り申し上げます。

○野原農地・水保全管理室長 ありがとうございます。

ここで委員の方々のご紹介をさせていただきます。

座長をお務めいただく中嶋委員でございます。

○中嶋座長 中嶋でございます。よろしくお祈りいたします。

○野原農地・水保全管理室長 天野委員でございます。

○天野委員 天野です。よろしくお祈りいたします。

○野原農地・水保全管理室長 河野委員でございます。

○河野委員 よろしくお祈り申し上げます。

○野原農地・水保全管理室長 星野委員でございます。

○星野委員 星野でございます。

○野原農地・水保全管理室長 水谷委員でございます。

○水谷委員 水谷でございます。

○野原農地・水保全管理室長 鷺谷委員でございます。

○鷺谷委員 鷺谷です。よろしくお祈りいたします。

○野原農地・水保全管理室長 なお、本日は、西郷委員につきましては、ご都合によりご欠席でございます。

事務局側の出席者につきましては、時間の都合上、お手元の出席者一覧をご参照くださいますようよろしくお祈り申し上げます。

お手元に資料一覧をつけておりますが、まずは議事次第、出席者一覧、委員名簿が1枚ずつございます。次に、資料1として多面的機能支払交付金の概要、資料2、平成26年度多面的機能支払交付金の取組状況、資料3、多面的機能支払交付金に関する活動地区事例、資料4、多面的機能支払交付金の施策評価の進め方、そして最後に参考資料、現地調査におけるご意見をお配りし

ております。

不足等ございましたら事務局へお申しつけください。

では、ここからは中嶋座長に進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願ひいたします。

○中嶋座長 中嶋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事次第にしたがいまして進めたいと思います。

まずは議題（１）多面的機能支払交付金の概要を資料１により事務局からご説明をお願いいたします。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

この「多面的機能支払交付金の概要」につきましては、昨年度末の本委員会におきましてもご説明をさせていただいたところですが、改めてご説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、「日本型直接支払の政策的な位置付け」というところで、これは、今ほど次長の挨拶にもございましたように、一昨年12月になりますけれども、総理を本部長にした官邸の活力創造本部というところで活力創造プランというものがつくられております。この中で「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」、これを進めていくということで4つの柱が位置づけられているところでございます。

赤の点々で囲ってあるところの「多面的機能の維持・発揮」というところの取組として、日本型直接支払制度というのが位置づけられているところでございます。

この4つの取組のうち、これ以外の3つの取組につきましては、農業を産業として強くしていく産業施策でありまして、これらと車の両輪をなすものとして多面的機能の維持・発揮という取組を、地域政策という観点から位置づけ、政府として取り組むことになっております。

次に、ページをめくっていただきますと、「日本型直接支払の概要」ということで、制度の全体像をお示ししてございます。

多面的機能につきましては、地域の共同活用によって支えられているという状況認識のもと、この共同活動が非常に脆弱化して、その発揮に困難が生じるのではないかと。また、それに伴って地域の維持管理、例えば担い手に利用集積をするといった場合にも負担が増大して、規模拡大ということにも支障が出るのではないかと。それにより地域で農地を守る、水路を守る、地域資源を守ることができなくなっていくのではないかとという考え方でございます。

「制度の全体像」、4つの箱がでございます。

まず左側に「多面的機能支払」ということで、赤色で「農地維持支払」というものがございま

す。農地法面の草刈りとか水路の泥上げ、日常的な基礎的な保全活動、こういうものをきちんとやっていただく。さらに、そのための体制をしっかりとつくっていただくということ、これらを支援するということで農地維持支払を創設いたしております。

その下に「資源向上支払」というものがございます。この支払が、農地・水保全管理支払の替え・名称変更という位置づけにしてございまして、地域資源の質的な向上を図る活動を支援するというので、施設の軽微な補修や環境保全活動、さらには、施設の長寿命化を図るといった活動というものに取り組んで、従来、農地・水支払でやっていた少しレベルの高い活動を支援するというものでございまして、これらの2つの支払をもって多面的機能支払と申しております、地域の実情に応じて活用していただくといったような仕組みにしております。

さらに、右側に緑で書いてございます「中山間直接支払」、条件不利地域のコスト差を支援するというもの、それからさらに緑のところには、環境保全型農業にかかる経費を支援するというものでございまして、この4つをパッケージにしたものが日本型直接支払というふうになっているものでございます。

次に3ページ目でございますが、本交付金「多面的機能支払の概要」というところでございます。

この交付対象者につきましては、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援するというものでございます。

農地維持支払については、農業者のみの組織でも支援対象という仕組みにしております、資源向上支払については農地・水支払と同様の地域住民を含む活動組織ということになっております。

活動の手順につきましては、まず組織の設立、それからその組織は、取り組むべき内容を話し合っ、市町村と協定を結んでいただいた上で実施をしていくという流れになっておるところでございます。

次に4ページ目でございますが、「交付単価」というものをお示ししております。

農地・水保全管理支払と同様に、国・地方・農業者等が同等の役割分担をするということで、この単価は国と地方を合わせた交付単価を設定しております。

例えば下を書いてございますけれども、農地維持支払、都府県の田の場合ですと3,000円、それから地域資源の質的な向上を図るための共同活動でありますと2,400円、さらに③のところになりますけれども、資源向上支払の施設の長寿命化のための補修・更新といったものについては10アール当たり4,400円という交付金の単価となっているところでございます。

次に、5ページ目からは具体的な活動内容をお示しさせていただいております。

まず、「農地維持支払の対象活動」でございますけれども、2つの活動をしていただくということになっております。

1つ目が「地域資源の基礎的保全活動」ということで、各活動組織が協定に位置づけました農用地、施設について毎年度点検をしていただいたり、研修をしていただいたり、その上で草刈りとか泥上げといった実践活動をやっていただくというところでございます。

それから2つ目の活動として、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」というものがございます。これは詳しく6ページ以降に説明をさせていただいております。

この推進活動というものについては、まず、水色の四角でくくったところで、保全管理の目標という箱がございます。

例えば、地域の中心経営体との役割分担とか労力補完による保全管理を図っていくというものから、地域ぐるみ、また地域外の経営体との連携・協力、さらには集落間の連携広域活動、多様な地域資源の担い手を確保していくような取組、これらをどのような方向で各活動組織がやっていくのかということをチェック方式なり、自分たちの考え方を記入するといったことで確認していただく。その上で、地域として何が足りないのか、何を取り組むべきなのかということを確認していただき、さらには、そのためには何をすべきかという取組方向というものを担い手と連携を強めていくとか、不在地主の土地をどうするのか、こういうものについても確認をしていただく。これらの確認によって必要な活動の方向が見えてきますので、取組内容のところでは具体的な実践ということで、そのための調査なり交流活動といったものをしていただく仕組みとしているところでございます。

さらに7ページ目になりますけれども、こういった活動を通じまして5年間活動を進めていただくわけでございますけれども、5年目の最終年度のところで次の活動につなげていく。さらによりよい取組を充実、向上していく仕組みとしまして、構想という形で取りまとめていく。今後どうしていったらいいのかということ、次に具体的に何をしていくのかということを取りまとめたこうという仕組みでございます。地域の話合いとか合意形成の活動を支援して、構造改革、構造変化に対応した地域の体制をつくっていただきたいという趣旨でございます。

次に8ページ目でございますが、「資源向上支払の対象活動」でございます。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、農地・水保全管理支払での少しレベルの高い活動というところでございますが、水路、農道等の軽微な補修、景観形成等の農村環境といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援するというものでございます。

それから、右側になりますけれども、農地周りの水路なり農道の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を支援するということをございます。

この地域資源の質的向上を図る共同活動につきましては、9ページ目に説明をさせていただいておりますけれども、「多面的機能の増進を図る活動」というものが組み込まれております。

例えば、遊休農地の有効活用のための活動であったり、それから地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動であったり、あるいは農村環境の良好な保全に向けた高度な保全活動に取り組んでいただいたり、こういった地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させるというところでこういう活動を位置づけておまして、ここに掲げてあるような活動に直ちに取組めない地区については、交付単価に6分の5、先ほど都府県の田で2,400円と申しましたけれども、6分の5乗じまして2,000円の交付になるということで、地域のやる気とか主体性を引き出す仕組みとしているところをございます。

それから10ページ目でございますが、「対象農用地」というところをございます。

この交付金の対象とする農用地につきましては、基本的に農振農用地区域内の農用地ということをございます。農地維持支払については、下の箱に書いてございますが、緑地機能とか環境に着目した保全が図られているとか、自治体との契約とか条例に基づいて保全されている農用地とか、それから箱の一番下のところになりますけれども、田んぼダムのように水田の洪水貯留機能を向上させるような活動を一体的に取り組んでいるとかそういったところ、多面的機能の維持の観点から必要と認められる農用地も対象というふうにしているところをございます。

以上が多面的機能支払制度の概要でございます。

続きまして、11ページからでございますが、昨年6月の通常国会で「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」というものが制定されておまして、施行期間を経まして来年度、この4月からこの法律に基づいた制度として実施されることになっております。

「基本理念」につきましては2つ目の箱でございますけれども、多面的機能が国民に多くの恵沢をもたらすものであるということ踏まえまして、その発揮の促進を図る取組に対して、国、都道府県、市町村が集中的・効果的に支援を行う。それから、多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持等に重要な役割を果たしているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することに鑑み、共同活動による取組の推進が図られなければならないというふうに書かれております。

「制度の仕組み」というのが各条項に位置づけられておりますけれども、まず、国による「基本指針」の策定、これは多面的機能の発揮の促進の意義とか目的、それから事業の実施を推進す

べく区域の設定に関する基準等、この下に「基本方針」、「促進計画」があるんですが、そういったもののアウトライン的なもの、どういう基準でというものを定めることにしております。

それから、都道府県知事による「基本方針」ということで、各都道府県における目標とか、事業の実施を推進すべき区域の基準といったものも定める。

市町村につきましては、この3つの支払、日本型直接支払があるわけですが、推進する区域を定めるなど促進計画を策定していただくということになっております。

それから、その下ですが、先ほどご説明しました日本型直接支払、3つの支払について、促進する事業ということで位置づけられております。

5番目でございますが、事業実施に関する措置として、国、都道府県、市町村の費用の補助についてもうたわれているところでございます。

12ページでございますが、先ほど申しましたけれども、法律に基づいて、「計画制度」と書いてございますが、国、都道府県、市町村、それから活動組織が計画に基づいて事業をやっていただく。各計画に基づいて3つの支払を組み合わせると取組が実施できるということになっております。

それから、「交付ルート」ということで右側の箱に示してございますけれども、これまでは地域協議会を通じて交付をされていたというところでございますが、この多面的機能支払、他の2つの支払と同じような形で市町村から交付がされるというようなことになってございます。

13ページでございますが、この制度を推進するに当たっても、やはり事務をどういうふうに効率化していくのかというのがご指摘を受けているようなところがございまして、今回その法律に基づく事務の簡素化ということで4つ掲げさせていただいておりますが、本年度から既に多面的機能支払についてはスタートしておりますので、その際の活動計画書が活用できるような仕組みとして、事業計画書を1枚つけるというような形にしていること。

それから、これまで活動組織については、あらかじめ市町村と協定を締結して、地域協議会に採択の申請・承認を受けるというような形でございましたが、法制化後については、市町村に計画を申請して認定を受けるという形になる。

それから、3つの支払を一緒に実施するときについても、共通様式という形で一括で交付申請なり実施状況の報告ができる。

地域協議会につきましては、これまで交付とか申請の事務、それから普及活動等もやっていたいたわけなんですけれども、これからは市町村なり活動組織の事務等を支援する組織としてフォローしていただくというようなところを考えているところでございます。

あと参考資料14ページ、15ページ、多面的機能支払創設に当たっての事務の簡素化等に関する措置なり、それから多面的機能支払の概要、単価がどういうふうになったのかというところをわかるように資料をつけさせていただいております。

以上でございます。

○中嶋座長 ありがとうございます。

施策の内容のおさらい、それから、来年度からの法制化の状況についてご説明いただきました。では、ご質問ございましたらよろしく願いいたします。

それでは天野委員、お願いいたします。

○天野委員 大変丁寧なご説明いただきましてありがとうございます。

それで、私から質問というか感想めいたことになってしまうんですけども、特にこういった制度を持続していく上で大事だというふうに考えられるのが、当然のことなんですけれども、7ページにも書かれていますけど、地域資源保全管理構想ですね、こちらを5年をめぐりに作成されることになっていらっしゃると思うんですけども、この中でも特に当然、地域農業の担い手の育成であるとか、あるいは活動への新たな参画者を募る活動、そういったところが非常にポイントになってくるのかなと、制度の持続を考える上です。そこで、これ当然、皆様ご認識されて既にやっぴらっしゃることだとは思いますが、そういった5年をめぐりということ、5年を待たずして、当然この事業を重ねるたびに、何か効果的なこういった担い手育成であるとか、活動への参画者を新たに募るといった意味で効果的な取組等がもしあれば、それをやはりどんどんその都度発信していくということが非常に大事になってくるのかなというふうに改めて思いましたので、感想までです。

○中嶋座長 ありがとうございます。

何かこれについて事務局から。

○野原農地・水保全管理室長 私どもも、この最後の評価のところでもご議論いただこうというふうには思っておりますが、そういう取組がどういうふうに定着が図られていくのか、やはり先行事例というのは随時紹介していく必要があると思っておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

○中嶋座長 これは、この委員会の中でも報告があつて、それをできれば外に発信していくというようなことも一つの手だてじゃないかなと思っておりますけども。

それでは鷺谷委員、お願いいたします。

○鷺谷委員 農地・水支払のときに、県によって随分カバー率が違うというデータを前見せてい

いただきました。県によってとても熱心に取り組んでいらっしゃるのところと、余りそうではないところがあります。交付ルートというのが新しく国、都道府県、市町村、活動組織と一本になりますと、その県のところが、熱心にこれまで取り組んでいらっしゃる県だと、この流れはとてもスムーズのような気もするんですけれども、そうでない場合、活動組織でとても熱心にやっっているところが困ったりするような事態が生じないか、あるいはそれに対してどういう対策があるのか、生じないようにしているのかもしれないかもしれませんが、ちょっと県の温度差が余りに大きいものですから、つい心配になってしまうんですけど、何か今まで頑張ってらっしゃったところが困らないようにする手法とかがありましたら教えていただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 2つございまして、1点は、ご指摘のように非常に、後ほど取組状況もまたご説明させていただくんですけれども、県によっては、市町村によってはというところで非常に取組のばらつきというか高い取組のところもあれば低いというところがございます、市町村合併等でなかなか手が回らないというようなところもあるとお聞きをしております。その辺の対策として、先ほど地域協議会を支援組織として位置づけていくというふうに申し上げましたけれども、その地域のばらつきがないように、地域協議会におきましても、特に普及活動なり活動の質を上げていくような取組といったところを重点に置いて今後取り組んでいただきたいと考えているのが1点でございます。

それから、あと今年度、新たに多面的機能支払という形で普及活動もさせていただいたんですけれども、そこはやはり我々も直接参ったりとか、農政局が市町村なり県なりの幹部の方、市町村ですと首長さんに直接お会いをするような中で、この制度の重要性というか、それから効果的な取組の事例なんかをお示ししながら、その推進を図っているというところがございます。そういうところはまた引き続きやっっていかなければならないと考えているところがございます。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問ありますか。河野委員、お願いします。

○河野委員 2点あります。

8ページのところで、基本的に農地維持支払で点検をされるということが大前提にあって、資源向上支払でも、特に長寿命化の活動もありますので、施設の点検というのを最初にされると思うんですけれども、機能診断というものの共通のマニュアルといいたいまいしょうか、皆さん自分たちの見方で機能診断をされているのか、それとも、ある程度の共通の点検項目があって、それに対してこんな対策をとればよいというふうな、この計画全体における機能診断の土台となるような基準を持っていらっしゃるのかというのが1点目です。それから13ページで、今後こういうふう

な形になるという今後の簡素化の措置で、先ほど小林局次長からご挨拶のときに活用地域が増えたというお話でしたが、そのことに事務の簡素化というのがかなり功を奏したのかなと思っています。これからは多面的機能支払、それから中山間地域等の直接支払と環境保全型農業直接支払三つが一本化されて共通様式で申請でき報告等も一緒にできるということになっていますが、目的はそれぞれ違いますので、評価も一緒にするのか、評価をどういうふうに考えていらっしゃるのかというのが2点目の質問です。3点目は、同じ13ページで、今回、お金の流れからすると、これまでは重要な位置を示していた地域協議会が外れるわけですけれども、これが外れたことによって、今後、地域協議会は、多分これまでのノウハウというか、地域を活性化するためにいろいろ蓄積されたものがあると思うんですが、このことによって地域協議会の存続も含めて、これがしっかりと今後機能していくかどうかの見通し等を教えていただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、3点ございましたので、順次お答えをさせていただきます。

施設の機能診断につきましては、私どものほうで活動の手引なりマニュアルといったものも整備させていただいています。それから、なかなかそういうところを読むのが大変だというようなところもありますので、そういったところは、活動組織に土地改良区さんが入っていれば、そういったところを手伝ったりとか、それから、県のほうでも土地改良団体連合会というところがございますので、そういったところにご相談をしていただく中でやっているというところが実態でございます。

それから2つ目の、これは3つの支払を日本型直接支払ということで、評価をどのようにしていくのかというところでございます。

現在のところ、各支払ごとに評価を行うということにはなっているんですが、ここは今後、省内でも検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

それから3点目、地域協議会のところでございます。

まず、この地域協議会につきましては、委員のほうから大変評価をいただいたわけですけれども、各県においても、それから活動組織の方々のお声としても、非常にこの活動というのは継続してほしいというような声があった中で、今回、先ほど法律の中で国が基本方針を定めるとしていましたけれども、この制度の推進体制として、こういう都道府県とか市町村とか、それからJAさんとか土地改良関係とかそういった方々、多様な主体が地域の実情に応じて指導していく、制度を推進していくというところについては、そういったものの重要性、それから、そういう体制を組むことの必要性というものを基本方針に定めることとしております。それを受けまして、

今のところ、各都道府県の状況を聞いてみますと、おおむね引き続いてこういった活動をしていくというようなことを考えていると聞いておるところでございます。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

ほかに。それでは、水谷委員。

○水谷委員 資料の8ページに関係することなんですけども、資源向上支払がありますね。この資源向上支払は2つに分かれていて、1つは、環境保全のための共同活動と言い直していいかもしれません。もう一つは長寿命化ですね。これが実際はそれぞれが独立して行われていると思いますが、場合によっては、一方で環境保全をする試みを地域活動でやりながら、他方で、その隣では長寿命化のためにコンクリートのライニングを始めるとか、そういうことは現場では起きているんですよね、既に。つまりどういうことかということ、共同活動の指針みたいなもの、あるいはよりどころとなるようなもの、これは現実的には田園環境整備マスタープランぐらいしかないんですよね、市町村でつくったものです。ところが、田マスは大変短い期間につくったりしたこともあって、内容的に非常に不十分なものも見受けられるわけですよね。そうしますと、活動組織が、例えば、ここはもっと景観もよくしてみたいとか、あるいは生き物に対して生息、生育しやすい場所にしたいと思ってやろうとしても、よりどころとなるものが実は余りないんですね。他方で、長寿命化は、活動組織が、この施設は何とかしたいということで取り組むわけけども、この場合は、活動組織から見て老朽化したり直したり機能を向上させたい、そういうことがあると、ずっと着手する。そういう現実から見ますと、1つは、共同活動の指針あるいはよりどころとなるような田マスを使うような形のことは考えられるのかどうかです。積極的にそういうものを参考にしながらやっていくというような、そういう意味ですけども、それが第1点ですね。

2点目は、田マスは先ほど申し上げたように、内容的に不十分な面もあるわけですよね。10年以上経っているところもあります。この間に東日本大震災が起こったり、津波が起こったり、あるいは市町村の合併が起こったりしていて、田マスそのものも改定をする時期に多分あると思うんですよね。そういう田マスの改定も含めたような形でこの取組を合わせ技としてやっていくような施策が可能なかどうか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○野原農地・水保全管理室長 まず、田園環境整備マスタープランの活用をしていくことが可能かどうかという話でございます。

そのあたり、私どもまだ勉強不足なところがございますけれども、各地域地域で特色を捉えたプランにはなっていると思っておりますので、少し勉強させていただきたいというふうに思い

ます。

それから、田園環境整備マスタープランの改定等につきましては、またちょっと、担当部局に確認をさせていただきたいと思います。

○中嶋座長 今回の話では、市町村による促進計画に関係してくるということですか。

○水谷委員 今回の法律との関係でいえばそれが一つあると思いますね。ただ、それだけじゃなくて田マス、市町村計画でつくってきていますから、農村地域の環境プランというのは、環境の基本計画というのは田マスぐらいしかないんですね。また違う形で、農村環境基本計画というのは別の取組であるんですけども、これは全ての市町村でやっているわけじゃなくて、ある意味では、田マスというのは、こうした環境向上において非常に大きな意味を持つてくるんじゃないかというふうに思っています。

○中嶋座長 わかりました。ご指摘がございましたので、調べていただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 はい。

○中嶋座長 それでは星野委員、お願いいたします。

○星野委員 それでは、お伺いしたい点2点ほどございます。

最初の点ですけれども、農地維持支払の活動の2つ目は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動ということで、その具体的な中身が6ページに書かれております。この推進活動は、私はとても大事な活動だと考えておりますけれども、この一連の推進活動というのは、地元が自力でやるようなものなのかどうかということです。地元でできるような形でおろしていかれるのかなというふうに思うんですけども、それぞれの地域ごとにいろいろな事情もあるでしょうし、どうぞ、ご自由という形でどこまでいけるのかなと思った次第です。

それにつきまして、先ほど野原さんが、協議会の件で結構カバーできる部分があるんじゃないかとおっしゃったので、協議会でカバーできるのかなというふうにも思うんですけども、現状の地域協議会の実態を見ますと、どの程度具体的にできるかはかなり協議会によって差があるような気がいたしております。ということもありまして、この推進活動の部分を何か支援する体制をとっておかないと、どの活動組織もマニュアルどおりのものがそのまま出てきてしまう危険性がある、本来意図されている地域問題を地域ぐるみで取り組み、その解決策を自ら考えて練っていくという狙いが十分に果たせないのではと思います。この辺の実行可能性のようなものをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は少し戻りますけれども、3ページのところに、平成26年度の活動の手順ということでスケジュールを書いていただいております。大体それぞれの活動が、これは恐らく「場所によっ

て違うから、そんなの一般には言えないよ」ということだろうとは思いますが、どれぐらいの時間をかけてされているのかというのが私としては気になるところでございます。

なぜかという、この過程で活動の主体となります組織の形が決まります。組織の形が決まるということは、すなわちその組織で実行できる活動の質的、量的な内容が決まってくるわけです。どういう形でやっていくのがいいのかというのを、十分に時間をかけて検討していたら、私の指摘は単なる懸念に終わるんですけども、十分に時間をかけて検討すべきであり、それが実現できるように何がしかの働きかけがあってもいいのではないかと思う次第です。既にかんりの程度、この申請が終わっておりますので、今後はそれほど量的には多くないかもしれませんが、最初の組織形成のプロセスは大事であると思っております。どれぐらいの時間をかけて実際はやられたのか、わからなかったら別にかまいませんけども、お答えいただけたらと思います。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、2点ございます。

推進活動の実行可能性はというところでございます。

こちらにつきましては、まず、できるだけ私どもとしても早い時期にこの地域がどういう取組の目標を掲げて、どういう方向性を向かわれているのかといったところのチェックはしたいということは考えているところでございます。そういった中で、その地域地域、市町村なり、それから地域協議会なりできちっとチェックをしていくということが大事なのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の活動の立ち上げに向けてどれぐらい時間がかかったのかというところでございますが、やはりなかなか一長一短にはいかない。きちっと調べたわけではございませんが、各道府県からお話を聞く中では、早いところは、もうこの制度ができた昨年1月の段階ぐらいからやって、6月ぐらいに申請とか、ぎりぎりのところは、まさに12月に申請が出てきたというところもございますので、そのあたり、地域の素地というか、それまで共同活動がやられていたとかそういうところと、これからというところもあるので、時間差はあると思いますが、ある程度の時間はかかる。そこを丁寧にやるのが活動の充実につながるものだと考えています。

以上でございます。

○中嶋座長 今のご質問の前半部分ですけども、話合いのステージがちょっと違うかもしれませんが、人・農地プランとの関係というのはこれは何かあるんでしょうか。これは多面的機能支払の組織の中でのお話かもしれませんが、市町村レベルとはまた違うかもしれませんが。

○野原農地・水保全管理室長 そこは当然人・農地プランとの整合というか、それがひいては人・農地プランに反映させるというか、そういう方向になればと考えているところです。

○中嶋座長 なるほど、わかりました。

それでは、まだあるかとは思いますが、一応1つ目の議題はこのぐらいにさせていただきます。お気づきの点があれば、ご質問したいことがあればまた以降の議事の中でもご指摘いただければと思います。

それでは、議題(2)平成26年度多面的機能支払交付金の取組状況についてを、資料2、資料3により事務局からご説明をお願いいたします。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、まず資料2で本年度創設初年度でございますけれども、取組状況について御報告させていただきます。

まず1ページでございますが、「農地維持支払の取組状況」ということで全国の取組状況を示しておりますが、全国1,327市町村で2万4,890組織、約196万ヘクタールの農用地で取り組まれている状況でございます。

農振農用地区域内の農用地に占める取組面積の割合、カバー率とさせていただいておりますが、46%ということになっております。

下の丸で農地・水保全管理支払との比較がありますが、組織数で1.31倍、面積で1.33倍、カバー率につきましては12%の増といったような状況になってございます。

2ページ目に、地域ブロック別についてお示ししております。

組織数としては、東北が4,721ということで最も多くて、次いで九州、近畿、北陸の順になっております。

面積につきましては、北海道が65万ヘクタールということで最も多くて、次いで東北、九州といったような順になっております。

それから、1組織当たりの取組の面積というところで、北海道が855ヘクタール、府県で最も大きいのが沖縄ということでございます。全国平均は79ヘクタールといったような状況でございます。

カバー率でございますが、北陸が67%ということで、3分の2を超えたような形になっております。あと次いで近畿、北海道となっております。

下の円グラフを見ていただきますと、北海道、沖縄、それから北陸で今回大きく伸びたというところが出ているかと思っております。

参考で、カバー率で少し色分けをした図をつけさせていただいておりますが、左右比較していただきますと、日本海側の道府県、北海道も含めてですが、色が緑が濃くなってきているという状況が見られるのではないかというふうに思っております。

それから4ページ目、「地目別取組状況」というところがございます。

田で126万ヘクタール、畑で46万ヘクタール、草地在24万ヘクタールといったような状況で、カバー率で見ますと、田で56%、畑は37%、草地32%というような状況になっておりまして、北海道では畑、草地在での取組が多くて、北陸、東北、近畿は田の割合が90%といったような状況が見られるところがございます。

5ページ、参考をつけさせていただいております、地目別、地域ブロック別を示させていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、一番右のカバー率のところを見ていただきますと、北海道、北陸、それから近畿では田の取組が高いとか、畑については北海道、沖縄とか、それから草地在については北海道、それから九州といったようなことになっているところがございます。

次に6ページ目でございますが、「資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の取組状況」でございます。

これにつきましては、全国1,327の市町村で2万1,324組織、約179万の農用地において取り組まれているところがございます。

農地・水支払と比較しますと、対象組織数で1.12倍、取組面積で1.22倍といったような状況になっております。

傾向につきましては、農地維持支払と大体同じような感じには出ておるんですが、7ページ目のブロック別の実施状況では、取組組織数は九州が最も多いといったような状況でございます。

カバー率では北陸が60%という形で一番高い状況になっているところがございます。

それから、8ページの道府県の状況を色で示したところについても、同じような傾向が出てい るのではないかと考えております。

それから9ページ目、地目別につきましても、農地維持支払と同じような傾向は出てい るんですが、田で115万ヘクタール、それから畑で43万ヘクタール、草地在21万ヘクタールといったよ うな状況になってございます。

それから、資料のほうを飛ばさせていただきます、「資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）の取組状況」ということで11ページをごらんいただきたいんですが、こちらについては、全国の取組状況として、867の市町村で1万279組織が、約55万ヘクタールで取り組んでおりまして、カバー率は13%ということになっております。

取組数で1.25倍、面積で1.36倍といったような状況になってございます。

こちらの傾向というかブロック別の傾向を見ますと、こちらについては、農地維持支払でも取

組が高かった兵庫とか滋賀を抱えます近畿が組織も多くて、次いで九州といったような関係になっております。

それから、取組面積では、九州が11万7,000ヘクタールということで最も多いような状況になっております。

カバー率につきましては、近畿が32%ということで、次いで東海、北陸といった順になっております。

今申し上げましたような傾向が13ページの色づけの表にもあらわれているといったような状況でございます。

それから、「地目別取組状況」につきまして14ページで示させていただいております。

田が46万ヘクタール、畑が8万ヘクタール、草地在り5,000ヘクタールというような状況になっておりまして、他の2つの支払の状況と比べますと、やはり田での実施割合が多いような形になっているところでございます。

取組状況については以上でございます。

引き続きまして、今年度の活動地区事例ということで、資料3で10地区の事例を用意させていただいております。

目次を見ていただきますと、今年度、多面的機能支払ということで、どういった経過で新規取組がされたのか、それから、その取組の広域化といったものの事例、それから農地維持支払で農振農用地区域外でもできるというふうにしたんですが、そこでの事例とか、あと畑における様々な連携によって活動を行っているところを挙げさせていただいております。

簡単に説明をさせていただきますと、1ページ目が、宮崎市での取組でございますけれども、このきっかけは2つ目の丸にございますけれども、中心的農家の方が、隣の集落の活動を見て、ぜひやってみようといったところ、組織の立ち上げは市役所から、それから事務の支援については土地改良連合会の支援を受けて活動を開始したといったような事例でございます。

2ページ目は、ここは福島県矢吹町の事例でございますけれども、非常に老朽化で困っていたという中で、定年退職者の方に事務を引き受けてもらえたといったことで活動を開始して、様々な活動にも取り組んでいるというところ。

それから3ページ目は、北海道の壮瞥町というところで、ブドウとかリンゴとかの果樹が盛んな地域だということでございますが、果樹農家の方々が各農家に声かけをしてやろうというようなどころ。ただ、その中で、果樹の観光農園をやられている方が、景観形成もやろうといったことで、農地維持支払だけではなくて、やはりもう一つ上の資源向上支払についても一緒にやろ

うと言って取組を開始した事例でございます。

それから、4ページ目でございますが、これは新潟県見附市でございます。この新潟県見附市については、これまで農地・水支払の取組を通じて活動の広域化というものを図ってきているんですが、今回、多面的機能支払ということを契機としまして、市内全域を1組織でカバーするというような、1市1協定の取組が今回されるようになったわけでございます。専任事務局を設置して、各統一の活動のルールとか集落間の活動の調整とか、それから事務作業の支援といったものに取り組んでいるといったところでございます。

それから、次の2つが農振農用地区域外での取組というところでございますが、兵庫県では、もともとため池条例というものがございまして、そういったものに基づいた、ため池保全構想のあるところを対象区域にしたということで取組が開始した。

それから、6ページ目の北海道比布町の事例につきましては、洪水の心配がある地域において、非常に防災の意識が高まっていった。地域で田んぼダムを取り組もうということで、農振農用地区域外の農用地も取り込んだ一体的な防災・減災活動に取り組むといったところでございます。

あと、7ページ以降につきましては、土地改良区が中心となって各集落を束ねた活動をやっているとか、8ページ目につきましては山形ですけれども、JAさんがやはり一番身近なところだったというところで、そこで調整をしながら活動しているというところと、9ページ目は、多面的機能支払については、まさしく地元の皆さんが自らできる基礎的な活動、それから少し難しいといったものについては中山間直払のほうでやっているといったような事例でございます。

それから、10ページにつきましては豪雪地帯、新潟県津南町でございますけれども、融雪時における農道の浸食対策とか、それから融雪水にも使われているような農業用水路の老朽化対策といったものに取り組んでいるといった事例を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○天野委員 どうもありがとうございました。

基本的なところでお尋ねしたいんですけれども、農地維持支払のカバー率が46%であるとか、資源向上支払で13%のカバー率とありますけれども、それぞれのカバー率をどういうふうにごらんになっているかとか、こういった数値でかなり満足のいくような形に仕上がっているということなのか、さらにこれを積み重ねなければいけないというようなご認識なのかという、その点と、あとすみません、これはちょっと不勉強で申しわけないんですが、例えば2ページのブロ

ック別で北海道、沖縄、北陸、こういったところが伸びたというような話だったと思うんですが、そういったところが伸びている理由というか、そういったところもあわせて教えていただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 まず、カバー率の意味というところ、実際この多面的機能支払の取組については、やはり制度の目的というか農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るという観点からすれば、できるだけ多くの地域で取り組んでいただきたいというのが趣旨でございます、そういう意味で農地・水支払の平成19年度の取組のときから、このカバー率というところが示されていたのではないのかと思っております。さらに上げていくのかという点につきましては、なかなか地域の実情とかございますので、どこまでというようなことは申し上げられないんですけども、できるだけ多くの地域でと考えているのが現状でございます。

それから、伸びたところの理由というところでございますが、まず、一番農地・水支払から、カバー率でいいますと24%伸びているのが沖縄でございます。こちらについては、実際に国営のかんがい排水事業などでパイプラインが順次整備されていく、あわせて農地も整備されていくといった中で、今回この多面的機能支払を契機に、そういったものの保全活動を進めていくんだという機運が地元の市のほうで高まって一気に広がった地域があったということで上がっております。

それから北海道につきましては、やはり水田、それから畑地、草地とも大きく伸びているような状況でございます、特に草地の面積が北海道は伸びております。そこは、やはりなかなか酪農の経営状況等も厳しい中で、こういう活動もしながら地域の農業を支えていこうというようなことで取組が広がっているものというふうに考えております。

以上でございます。

○中嶋座長 農地維持支払はこれからの農業を支える多分岩盤というか基礎になるところだと思っております、100%というのはなかなか、制度を運営する上でも難しいし、予算の面もあるでしょうけども、必要とされるところにいかに手当していくか、それを優先して進めていただければなと思いましたが。

ほかにいかがでございますでしょうか。それでは、鷺谷委員。

○鷺谷委員 事例の中に、7番の事例、大学等の連携というところがありましたが、恐らく大学も地域への貢献が求められるようになってきていると思いますが、どのぐらいこういう事例があるかということがわかれば教えていただきたいのと、大学で学部とか学科で連携する例もあれば、研究者がかかわっている例、内容を見ても、もしかしたらそういうのがあるのかなと思うよ

うな、例えば8番の防砂林の保全活動ということで、ニセアカシアの対策について書いてありますが、こういう地域ですと、ニセアカシアの問題に関心を持っている研究者も山形大学にきつといらっしゃって、どなたか研究者が、（ちょっと表現は、除草剤の「散布」のが間違っって、「塗布」じゃないかと思うんですけども、）そういうような技術指導などをされたりということもあるのかと思いますが、これからますますいろいろな課題に取り組むようになると、新しい、伝統的なコミュニティの中に蓄積されている知恵だけではなくて、新しい情報とか知見、それを研究者等に外部からもっと入ってもらおうということも重要ではないかと思うんですね。今もう既にそういう事例があるようですけども、そういうことを促していくに当たって、どんなことが必要か。今ある事例を見ながら考えていくということもできればと。余り多くはないんですか。

○野原農地・水保全管理室長 平成12年度から中山間直接支払というのがスタートして、集落の主体的な活動への支援がスタートしたんですけども、その時代から地元の大学のボランティアの学生さんだったり、それから先生方も、地域に入られていろいろな活動に関して指導、助言をいただくという取組が始まってきているかと思います。こちらの農地・水支払、それから多面的機能支払についても、数字的にきちっとどれぐらいというのはつかんではおりませんけれども、様々な形で、北陸では農政局管内の大学生なんかも、管内の学生が横のつながりをしながら様々な多面的機能支払の取組を支援して、それから一緒に研究テーマにしたりとか、そういった取組が見られていることは承知しております。今ご指摘いただいたところについては、今後やはり多様な主体の参画とか、委員のおっしゃったような新しい情報、知見をどういうふうに得ていくのかということについては、取組をまさに質的に向上させるためには必要だと思っておりますので、今後調べていきたいと考えております。

○中嶋座長 ありがとうございます。

課題の解決にも大学の知恵は使えると思うんですが、先ほど天野委員がおっしゃったような普及とか横展開の観点からも、多分大学とか研究機関はいろいろ貢献ができるんじゃないかなと聞いていて思いました。

ほかにいかがでございましょうか。それでは、水谷委員。

○水谷委員 活動組織の事例の中のことについてなんですけども、見附市の広域協定という話がここでちょっと出てきまして、私も初めて伺ったので大変興味を持っているんですけども、市が一本になった活動組織というイメージで捉えていいのかわかるかですね、まず。

それから、農地維持支払については、それぞれ地域の協定に加わっている集落がやっていくということのイメージはわくんですけども、資源向上支払の共同活動ですとか長寿命化活動につい

ては、例えば、ある地区だけに重点投資していくというんですか、そんなことになっていって、ほかのところは余り何もしないとか、そういうことになってもしっかりするのかどうかですね。そのあたりの広域協定の中身にかかわることかもしれませんが、もし何かわかればお教えいただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 この新潟県の見附市をご紹介させていただいたわけですが、けれども、今般、新潟県内で1市1協定というのが新発田市、それから糸魚川市のほうでスタートしたという情報を承知しておりまして、それぞれで少し取組は異なるんですけれども、この見附市さんについては、ご紹介しました65の集落をまず基本的には主体性を持たせようと、束ねているんですけれども、お話にありました資源向上支払にかかわりますような活動については、もう地域の各集落の思いというものを生かせるような仕組みにしましょうと。ただ、田んぼダムのようなものについては、一体的に取り組めるように活動される。あと事務の支援について申しましたけれども、やはり事例の中にもございますけれども、例えば大型草刈り機をお互いで融通したりとか、それから農道の補修をするための砂利を一遍に買ったとかというようなことでコストの軽減も図れるというようなことでやられているというようなところでございます。

○中嶋座長 かなり多角的な取組ですね。

○水谷委員 大変おもしろいので、また情報がわかれば教えてください。

○中嶋座長 それでは、ほかにはいかがでございましょうか。河野委員。

○河野委員 今のご報告では、全ての観点でかなり有意的に数字が伸びているというご報告だと思います。こんなふうに1年で数字が伸びたという、その一番大きな要因をどう考えていらっしゃるのかを伺いたい。例えば、事務の簡素化なのか、それとも組織の要件を少し緩和しましたが、そのあたりなのか、または、今回は国の直接的支払というか、施策の大きな枠組みを変えましたよね。食料・農業・農村基本計画の改定もあって農業の問題ってすごく重要なんだという国民の関心も高まったというか、国全体の関心の高まりなのか、それからやはり私とすると地域の活力創造本部とか地域の活力創造プランとか、余り農業とは結びつかない創造という言葉もあったりして、施策全体のアピール力があつたのか、これまで地方自治体などが周知・広報はやられていたと思うんですが、今回数字を伸ばした要因を、どういうふうに見ていらっしゃるのかをまず1点目伺いたいのと、2つ目は、もともと取り組みが進んでいた兵庫とか福井とか滋賀、京都のあたりは、さらに長寿命化というか、1段上の取組をされていると思うんですけれども、従前からの交付金にプラスして継続して取り組んでいらっしゃるのところはどのぐらいいるのかというところを教えてください。カバー率だから、伸びたところが新しく取り組んだというふうに考え

ればいいでしょうか。

○野原農地・水保全管理室長 はい、わかりました。

まず、この取組が拡大した要因というところでございます。

そこは、まず第一に、この多面的機能支払というものが、いわゆる冒頭で申し上げましたけれども、国の大きな施策として位置づけられたというところで、そういう意味で、国も予算が増えましたし、それから地方自治体のほうも予算を確保し、当然、施策を理解してということですが、けれども、都道府県、市町村においても、この取組を広げようといったような普及活動を、非常に短い期間でありながら取り組んでいただけたことが一番の要因と考えております。

それから、加えまして、施策の仕組みとして、今回、農地維持支払というような農業者だけでも取り組める施策の仕組みがよかったからとか、そういうところはもう少し分析をしないと申し上げられないと考えております。

それから、取組の広がりというのは、伸びたところが新しいところございまして、従来、農地・水支払に取組んでいたところは、ほぼ全部が多面的機能支払に引っ越しをさせていただいているというような状況でございます。

○中嶋座長 わかりました。検証はこの後の議論にもありますので、そのときにもまた触れていただければと思います。

あとはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今も申し上げましたが、議題（3）でございますが、多面的機能支払交付金の施策評価の進め方、これを資料4より事務局からご説明いただきます。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、資料4の資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして1ページでございます。

「施策評価の進め方」と書いてありますが、この多面的機能支払交付金につきましては、1つ目の丸でございますけれども、この交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行って、施策に反映させるということになっております。

下のスケジュール表を見ていただきますと、毎年度、取組状況の点検をしながら、次年度以降の取組に反映させていく。その毎年度の点検結果を見ながら、施策評価の方法を検討したり、それに基づいて調査・分析していくということです。3年目に、いわゆる中間評価というものを実施することにしてございまして、それまでの取組の検証なり課題の整理を行いたい。その後、追加調査等を、各年の点検とあわせてしながら、5年目の施策評価というところの実施につなげてい

きたいと考えているところがございます。

次に2ページ目、「評価の基本的な考え方（案）」でございますが、まず、「交付金の目的」というところで、実施要綱にも定められているところがございますが、この多面的機能支払交付金による支援、共同活動の支援ということで、農地維持支払による共同活動、それから資源向上支払による共同活動ということで、地域資源の適切な保全管理を推進していただく。そういうことをもって多面的機能の維持・発揮ということと、それから担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするというを目的としている制度でございます。

3ページ目に、「評価の視点」として、評価の整理の方向を示させていただいております。

まず、箱の左側の上の地域資源の保全管理というところがございますが、これは先ほどご説明させていただいております農地維持支払のものとして農地の保全管理、それから施設の機能維持、それから地域資源の保全管理体制の維持・強化、これらが地域資源の保全管理の視点ではないか。

それから、右側になりますけれども、資源向上支払のものとして農村環境の保全・向上なり、それから農業用施設の機能の増進の視点。

(1) から (3) の活動を通じまして、(4) にございます、農村地域の活性化、地域コミュニティの向上とか、それから5番目が、構造改革の後押しなどの地域農業へどのように貢献しているか、このような大きな5つの視点があるのではないかというふうに考えております。

じゃ、もう少し中身というところで、4ページ、5ページで整理をさせていただいております。

1つ目の地域資源の保全管理については、農地の保全管理については、遊休農地の発生防止なり抑制の取組がどうなっているのか。それから、保全管理の取組の拡大が図られているのか。それから、病虫害とか不法投棄の減少などの営農環境の改善とか、農地の有効活用がどのように図られているのかという視点があるのではないかと考えております。

それから、この中の2つ目の施設の機能維持というところについては、地域の特性とか課題を踏まえて、どういった取組が行われているのかというようなところ。

それから、3番目の地域資源の保全管理体制の維持・強化といったところについては、組織の広域化とか事務の効率化といった、その地域の共同活動を支える体制の維持・強化に向けてどんな取組が広がっているのかといったような状況。それから、中心経営体との役割分担、労力補完といった持続的な体制といったものがどういうふうに進められているのか、また、そのリーダーの育成とか確保が図られているのかといった視点が考えられると思います。

それから、2つ目の農村環境の保全・向上というところに関しては、やはり生態系の保全なり景観の形成なり、どのような取組が進められているのか。それから、活動組織なり地域住民の意

識というものがどのようになっているか。それから、地域の創意工夫による主体的な取組というものが進められているのかどうかといった視点があるんだろうと考えております。

それから、3つ目の視点の農業用施設の機能増進というところ、こちらにつきましては、施設の機能診断に基づいて、長寿命化の取組をしていただいているわけですけれども、それが更新経費とか維持管理費の削減につながっているのかどうかというような視点。

それから、4番目の農村地域の活性化というところについては、やはり様々な主体の参加を得た活動を通じて、地域のコミュニティの維持・強化がどのように図られているのか。それから、地域の話合いとか行事といったものの取組。それから、やはり世代間の交流の拡大とか女性の活躍の場の提供が進んでいるのかどうかというような視点が考えられると思います。

それから最後になりますけれども、構造改革の後押し等地域農業への貢献というところでございますけれども、取組が契機になって、中心経営体への農地集積とか、集落営農の法人化とかの進展が見られるかどうか。それから、また取組が契機になって、新たな作物の導入なり、それから6次産業化への展開といった地域農業の振興に関する取組が進められているかどうかといったようなところが視点になるのではないかと考えております。

それから、6ページ目につきましては、こういったものを評価するために取りまとめたいただく上において、どういう調査を進めていくのかというところで、非常にまだ粗い状況ではございますけれども、各項目に応じてこういう観点でアンケート調査、統計情報も取ったりとか、それから事例を集めていくといったものを進めていきたいと思っております。委員の皆様のご意見も踏まえて調査を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○中嶋座長 ありがとうございます。

まだ先の話ではありますが、今から準備をしてデータを取っていかなければいけないということで、現段階でのご意見を伺いたいということでございます。

それでは、ご意見、ご質問をいただければと思うんですが、河野委員が先に退席されるということなので、ご発言いただければと思います。

○河野委員 申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

これからどこを見ていったら、ますますこの制度がより利用され、うまくいくかということで資料のようにお示ししていただいたと思っています。

私を感じたのは2点ありまして、1つは、1ページ目にお示しいただきました、この全体の流れのところなんですけれども、評価は第三者委員会でやるというふうな形に読めるんですが、私

自身は、評価というのは、当然取り組んでいらっしゃる組織にいらっしゃる皆さんとか、それから間に入っている都道府県、さらには市町村の皆さんとか、それぞれが自分たちの評価視点を持って積み上げてきて最終的に私たちのところに来るというふうな形のほうがよりわかりやすいというふうに思いました。特に、組織の中で実際やられている方は、なかなか定量的なものは難しいと思うんですけども、それでもやはり定量的な何か見える化する指標をつくって差し上げると、次年度に向けてのやる気とか満足感のようなものにつながると思いますし、また、都道府県とか市町村の皆さんも、次年度またこの交付金を活用して自分たちのところで予算取りをするにしても、やはり何らかの評価基準というのがあるほうが先につながりやすいと思いますので、そういった段階における評価の仕方というのをひとつ考えるのがいいのかなというふうに思いました。

それからもう一点は、この評価の資料を拝見して改めて4ページ、5ページ、概要でいうと3ページのところに書かれているんですが、本来この制度は、構造改革の後押しと地域農業への貢献という、これが究極の目的だったんだと改めて私自身も気づかされました。実際、最初の資料1の6ページで何度も委員の先生方が触れていらっしゃいましたが、地域資源の適切な保全管理のための推進活動で、まず保全管理の目標として幾つか挙げられている中に、ここには明確に（5）の指標というのが書かれているんですよ。その構造改革、例えば農地の集積ですとかそういうところが。最初のところには書かれているんですが、地域で実際にこの制度を利用してやっていると、何となく水回りの修繕だとか、何かみんなでお花を植えようとかそういうふうになってしまって、究極の構造改革に向けての大きな目標というのがもしかしたら落ちてしまうかもしれないという感じがしました。そうすると、組織が活動を始める上で、資料1の6ページに書いてあった、本来の大きく国で掲げている保全管理の目標というのが、スタート時である程度それぞれの組織の中で頭に入れていただいていないと、最終的にこの評価指標に出てきた（5）構造改革の後押し等地域農業への貢献のところの評価につながるのはすごく難しいかなというふうに感じたところです。

この後時間もありますから、そのあたりがうまくリンクするように、最終的には全体の最適化が図れるような形で、この多面的機能の交付金がうまく使われていけばいいなと思うんですが、そこがものすごくギャップがあるなというふうに感じました。

うまく伝えられなかったかもしれませんが、以上2点、評価で感じたところです。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、まず1点目の段階的に評価をするという形というところについてでございますけれども、この資料の中には書き込んでいなかったんですけども、この中間評価をするに当たっては、まず市町村の評価なり、それから、それを踏まえた都道府県の

評価なりというものを踏まえて中間評価を実施したいというところを考えているところでございます。

それから、そこがどういう形になるか、アンケートになるのか、悉皆になるのかというところはまだ決めてはおりませんが、活動組織の意識というか、この制度に対する評価というものについても聞くということを考えているところでございます。

それから、2番目のお話でございますけれども、ここはやはりご指摘を十分踏まえましてこれからの取組というか、そういったものの指導を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○中嶋座長 河野委員の今の1つ目のほうのご指摘ですが、これは毎年、自己点検みたいなのを積み上げていったほうが良いということですか、それとも、中間評価のときにまず現場に出していただいて、それを総合評価していくというようなイメージですか。

○河野委員 確かに行政の負担とか組織の方々のご負担を考えれば、毎年というのはなかなか厳しいものがあると思うんですけれども、でも、その評価というのは積み上げていかないと、単年度流してしまって、次の年もというふうに行くよりは、ものすごく細かい視点ではなくても、ある程度、これまでもそういうふうに行われてきたとは思いますが、何かうまく考えはまとまりませんが、実際にかかわる方のご負担を考えた上で、やはりそれなりに積み上げは必要かなというふうに思っています。

○中嶋座長 あと、これに関連してちょっと気になったのは、5年後をめどに現場は地域資源保全管理構想をつくらなければいけないわけですね。それをつくるための自身の評価、つまりPDCAサイクルを回しますので、このチェックの部分が自然とあるんじゃないかということは考えられますので、それをどういうふうに吸い上げていくかというのはひとつ大事な項目になるかなと聞いていて思いました。

○野原農地・水保全管理室長 ご指摘を踏まえて検討させていただきます。

○中嶋座長 それでは星野先生、お願いいたします。

○星野委員 ただいまの河野委員のご指摘に関連してというか、それに触発されてということなんですが、1ページ目の最初の枠の中の丸の1つ目に、この評価によって検証を行うと、取組状況の点検や制度の効果的な検証を行って施策に反映と書かれているんですけども、もちろん施策のための調査ではありますが、いわゆる現場にフィードバックすることの重要性も指摘されていたように私は理解をしたんですけども、それは結構大事なことだと思います。せっかく評価をし

て、評価された方が全然結果がわからずに、その情報が施策のほうだけに流れていくというのはちょっと何かもったいないような気がしますので、そこでどういう返し方がいいのかわからないですけれども、何かできるような気がいたしました。

もう一つなんですけれども、前回の中間評価のときのイメージをちょっと思いながら、比較的似たスタイルでやられるのかなとも思うんです。あの調査は非常にうまくできていた調査ではなかったかというふうに思っておりますが、この評価の中心がアンケート調査になろうということで、アンケートで調査するべきものもかなりたくさん含まれておりますので、その点もいいかなというふうに思うんですが、私はアンケートの結果を裏づける客観的・技術的な評価というものも、必要だと思います。全て網羅的というわけではなくて、できるところだけでもいいんですけれども、環境保全の側面であったり、農地の集積だったり、長寿命化の側面であったり、機能の側面であったりと、技術的に評価できるところ、客観的に把握できるところは、いわゆるアンケートに依存せずに把握できるところもあろうかと思っておりますので、もし可能であれば、そういう部分をあわせてぜひ入れていただいて、ベースはアンケート調査でやっていただくんですけれども、それを補足・補完するような別の客観的な評価があればいいなと思えました。

実際、第1期のときにこれをやろうと思ったのですが、かなり難しく、簡単にできるものではありません。こうすればいいというのがなかなか出てこないんですけれども、マクロ的にはやはり統計データを用いることが考えられますでしょうし、事例的にはかなり詳しく具体の計測を伴うような調査、そして、やっているところとやっていないところの比較、この辺のことも、もしできましたら入れていただけたらというふうに思います。

以上です。

○野原農地・水保全管理室長 まず、確かにこの絵から見ますと、取組に反映というのが出されておりませんが、当然この制度を継続して実施していただくわけですので、そのフィードバックを取組の活動様式にしていくというところについては重要かというふうに考えております。

それから2点目の、その評価に当たって、できるだけ客観的なデータというところがございます。

ここは、なかなか今どういう形でと、少し中山間直接支払においても、県によっては少し統計データを使ってやっているところ、やっていないところをセンサスのデータで比較をしておられるようなところもあります。これから、そういったところも参考にさせていただきながら、できるだけこういう今ご指摘があったような客観的に示せるものでアンケートを補完できればなとい

うふうに考えております。

○中嶋座長 データを使って分析をしていく、評価をしていくということでございますが、最近では事業評価の手法がかなり高度化していて、単に前と後の比較ではない評価の仕方が開発されておりますので、ぜひともそれを適用していただきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。それでは天野委員、その後、鷺谷委員、お願いいたします。

○天野委員 評価の仕上がりのイメージというか考え方でちょっとベーシックなところで教えていただきたいんですけども、この評価の視点ですね、今回ご提示いただいたのは、非常にきちんといろいろな観点を網羅されていると思うんですけども、こういった評価の観点ですね、これを最終的に評価するときに、同じウエートで評価していくというか、先ほどからそういったデータの話が出ていますけれども、そういった点数化するような話ではないので、そういった心配というか、余り考えなくてもいいのかもしれないんですけども、評価するに当たって、この項目についてはウエートを高くするとか、構造改革等への貢献というのは非常に重要なポイントだというようなご指摘、河野委員からありましたけれども、そういったところについての達成度みたいなものは非常に評価として高く出るのであれば、全体としてその評価も上がっていくというか、そういったような形の仕上がりになるのか、その辺のところのお考え方、現時点で教えていただければと思います。

○野原農地・水保全管理室長 そこは非常に難しいご質問というか、やはりこの制度が生まれた経緯というところで、1つは、やはりこういう多面的機能の維持・発揮のための取組というのは広げていかないといけないだろうというような要素と、さはさりとて、やはり農業を持続していくためにはきちっと構造変化に対応したような取組というのを進めていくような、まさに後押しすると言っているんですけども、そういった取組も進まないといけないんじゃないかという2つの目的があるわけでございまして、そこのウエートをどうしていくのかというところは、これからその状況を現場での動きとか、あるいは、先ほど河野委員のお話でありましたけれども、市町村の方とか県の方々の評価がどういうふうにされるのかというところから、そういう声も聞きながら考えていきたいと思っている次第でございます。今の段階でどちらにウエートというところは示せないような状況でございます。

○中嶋座長 事業制度全体をパッケージとしてうまくいったのか、いかなかったのかという、その視点もあると思うんですが、各地域でどういうふうにご貢献したのかということの評価するという視点もあると思うんですね。その場合には、構造改革にはどのぐらいの効果があつたのかとか、地域の活性化ではどう効果があつたのかというのはある種点数化することで比較ができるように

なると思うんですが、そこまで踏み込むかどうかですね。

それから、設計されたこの制度が思ったとおり機能したのかどうかということも評価の対象でしょうし、それから、導入がうまくできたのかとか、そういったことも評価する対象になってくるんじゃないかなと思いましたが、そこら辺も多分今のご指摘の中にあったんじゃないかなというふうに思いました。

それでは、すみません、鷺谷委員。

○鷺谷委員 (2)と(3)のところで、(2)で評価の視点をそれぞれ挙げて、(3)は、ここでは調査の視点と書いてありますが、恐らく(2)での評価の視点で評価するに当たって必要な指標とか調査項目を挙げていらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、いろいろな項目が挙げられているんですが、評価するに当たって、実施状況にかかわるアクションのほうは数で把握しやすいことも多いと思うんですけれども、それと成果にかかわるものというのはやはりなければならぬ。中には若干入っているんですけれども、それを整理して、成果のほうも比較的数字ですぐ把握しやすいものもあるかもしれませんが、視点のほうに入っていないと、せっかくいい数字がありそうなのに、こちらの項目に取り上げられることはできない。

例えば、多面的機能ということで、田んぼダムのような取組をされるんだったら、それで治水容量がどのぐらい向上したかということもあると思いますし、生物多様性にかかわることだったら、その取組によって保全される絶滅危惧種の数とか、多面的機能というのは本当に多面的で、でも、社会的目標として、こうあればいいという姿はあるので、そこから指標を引っ張っていくことは、成果の指標としてあるのではないかと思います。

それから、構造改革にかかわると言っているかはわかりませんが、農村がどのぐらい活性化されたかという指標に関しては、今まで出入人口がある程度多かったところで、それが下げ止まったり、新たに転入されてくる方が出たというようなことも重要な成果になると思うんですが、ただし、この点は、これだけでそのことが起こったとはなかなか言えなくて、ほかの施策と複合してそういういい効果があらわれていることもあるので、成果は成果として上げて、ほかに相乗しながら効果をもたらしたと思われる対策としてこういうことがあるというようなことを付記して評価するような仕方というものもあると思うんですけれども、国民の目から見て、確かにこんな成果が上がっているということがわかる、さっき「客観的な」という言葉もありましたけれども、指標も取り上げるといいと思います。

それから、実施したことに関して「取組事例」というような表現があるんですね。もちろん非常にすばらしいグッドプラクティスみたいなものが出てきた場合は、それを特記して独特だった

り、優れた取組事例としてあげることはあると思うんですが、事例に関しても、全国でたくさんあるわけですから、それを見てカテゴリ分けをして、その件数がどうだったかというような形にすれば、単なる事例が数値にもなるということもあると思うので、少しこの、今調査の視点といて挙げていらっしゃることを整理した上で、もし評価の視点、まだちょっと抜けているところもあるかなと思うんですけれども、評価の視点として決めたことにどれが対応して、その評価が可能かどうかをチェックしておくことが必要なのではないかと思います。

○野原農地・水保全管理室長 大変ありがとうございました。今ご指摘、ご示唆いただいたところについては、そういった点を十分検討して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中嶋座長 大変大事なご指摘をいただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、水谷委員。

○水谷委員 どうしても話題が構造改革の後押しの問題になっていくんじゃないか。これまでの農地・水支払はこの項目は入っていないですよ。要は、地域政策としてのところまでの評価でよかったわけですね。それで、新たにこれが入ってきたときに、さて、どうやって評価するかと私も大変よくわからないというのは率直なところですね。つまり、今4ページ、5ページを見ているんですけども、(4)の農村地域の活性化まではそれなりの評価の仕方がイメージできるんですけども、(5)に行くところに何か大きなギャップがあるというか、難しさがあるというか、そういうことを率直に感じています。

いわば、地域政策として捉えていくことが中心的なこれまでの見方だったわけですけども、これが産業政策的側面をこの中にどういうふうに入れ込んでいるのかということ自身が、実は制度設計それ独自の中に当初からあるのかどうか、そのあたりが読めないというか見えないというか。ですから、(5)の評価というのは、私はそんなに大上段からできるものではないんじゃないかという気がする、というのが今の感想です。もうちょっと違ったやり方があるのかもしれない。よくわかりませんが、そんなふうに思いました。

○野原農地・水保全管理室長 正直なところ、ここがどういう形で進展をしていくのか。ただ、こういう多面的機能の維持・発揮というところに関しても、やはりあくまでも地域農業の持続性がないとできないものだろうと、皆さん思われているわけでございまして、そういう点で、ここに書かれたようなところをどこまでその活動によって動きが見られるのかというところは押さえていかなければいけないと思っております。

○中嶋座長 たまたま私が今基本計画の見直しの審議会に入って議論していて感じる感じがいろいろあるんですけども、10年前に農地・水・環境向上支払ですか、それを入れたときには、品

目横断対策と農地・水・環境が車の両輪でワークしていくという位置づけで始まったのではないかなと私は理解しておりました。その途中でだんだん主たる目的が変わってきて、5年前の基本計画をつくったあたりでは、この表題から環境が抜けて農地・水となったあたりは、構造政策とのリンクが意識されなくなってきていたんじゃないかなと私は振り返って考えています。

今回、活力創造プランでこういう枠組みを示され、それを引き受ける形で基本計画の見直し、新しい計画を立てる中で、改めて、いわゆる構造政策と農地・水の政策が一体的に運営をされていくんだらうということが示されたと思います。なので、政策評価を考えるときには、やはりこの(5)に当たる部分は入れていただきたいなと考えているところです。ただ、一応一番初めにご説明いただいたのが、地域政策として位置づけるんだと。でも、それは(5)のは産業政策のパーツでもあるわけですね。なので、そこら辺どういうふうに最後取りまとめていくかというのは、きちんとしたロジックに基づいてやっていただきたいと思います。大切な予算を使うので、いろいろな意味で役に立つものにしていただきたいと思いますので、私自身は構造政策に関する貢献度というのも何とか図っていければと個人的には思っております。

○星野委員 すみません、追加で。

○中嶋座長 星野委員、お願いいたします。

○星野委員 些細な質問で恐縮ですが、何点か教えていただきたいことがあります。

前回の評価の折に、農村協働力あるいはソーシャルキャピタルというものがかなり中心的な概念として取り扱われたと思いますが、今回のこの評価においてはどのように位置づけられているのかというのが1つ目でございます。

2つ目は、先ほどの地域政策と産業政策の絡みも多少関係するのかもしれませんが、実際にこの事業の使われ方について考えてみた場合に、必ずしも多面的機能をぜひ向上させようという意識が比較的薄いのではないかなと思っています。多面的機能は、制度として象徴的に使われている言葉ではあるんですけども、実際のところは、それぞれの地域における地域づくりの実現のための手段として使われている印象を持っております。それを、でも表(おもて)から評価するというのはなかなか難しいから、評価しなくてもよいような気もいたしますけども、実態の側面からはそういう特徴もあるのではないかというふうに思っています。コメントになりますね、2つ目は。

○野原農地・水保全管理室長 やはり農地・水支払の第一期対策のときの評価で、農村協働力とかソーシャルキャピタルみたいなところ、そこはやはり引き続き、多面的機能支払においても、そういった観点での評価というのはあるだろうと考えております。

2つ目については、私どももまた現場の意見をいろいろ聞きながら、そういう観点なのかどうかということも勉強させていただきたいと思います。

○中嶋座長 基本法に食料・農業・農村政策の幾つか目的が書いてあって、その中に農業の持続的な発展と農村の振興と、それから多面的機能の発揮というのがあると思うんですね。もちろん、あとそれに食料の安定的供給。この日本型直接支払制度、それから多面的機能支払というのは、いろいろな可能性を持った施策で、特に初めの3つ、農業の持続的な発展と多面的機能の発揮と農村の振興、どれにもかかわれる非常にうまく設計された制度なんじゃないかなと思います。なので、それがどのぐらい役に立つのかというのは、ぜひとも中間評価で調べていただきたいと思いますし、改善すべきところがあれば指摘していただければ。ほかにこれだけの制度はなかなかないので。

○星野委員 今のは改善すべき点として指摘したわけではないです。こういう使い方ができたら、それは結構いい話じゃないかなというふうに思うんですけど。

○中嶋座長 その中の農村の振興に関して言うと、農村協働力というのも一つ大事な視点だと思いますので、もし可能であれば中間評価でも検討していただければと私自身は思いますけど。

○水谷委員 1つよろしいですか。

○中嶋座長 水谷委員、お願いします。

○水谷委員 今の関連のことになるかもしれませんが、座長おっしゃられたように、構造政策との関係も評価項目に入れるということについては、特に私も異議はないんですね。ただ、この制度が多面的機能支払制度が、いわば集落組織、基礎組織を対象としている。構造政策的な観点を考えますと、土地改良区論みたいなのが絡んでくるんですよ。土地改良区がどこまでいろいろな地域の水管理あるいは農地管理に貢献できるかということがあってこういう問題が、ここでいう構造政策的な評価というものが出てくるんだろうと思うんですね。この多面的機能支払から車の両輪であることもわかるし、その意味もわかるんですけども、これからどういうふうに評価するかというのは、その意味では、土地改良制度そのものの中では、部分的なものだという認識でいるんだろうと思うんですね。そこのところを認識しておかないと、何か農地中間管理機構に余り貢献していないとか、何だかんだとかという話になってきたときに、この制度を消極的に見てしまう、そういうことになるはずというようなある種の危惧があると、今思っております。

○野原農地・水保全管理室長 そもそもこの多面的機能支払の創設の経緯の中では、やはり基礎的な末端の水路とか農道とかの管理の体制が脆弱化して心配だということからスタートしているところがございます。その中で、やはり土地改良区の役割ということについては、やはり

一緒に重要なものになってくるんだろうと考えておまして、今ほど委員のご指摘についても十分踏まえたような評価ができればと思っております。

○中嶋座長 先ほど申し上げたように、この多面的機能支払はいろいろな役割を果たせる施策だと思いますが、目的がいろいろあるならば、この1個でオールマイティーに全て解決することは多分ない。土地改良制度や、それから先ほどご指摘あった農地の中間管理機構、そういう施策もあわせて行うことで様々な役割を果たすんじゃないかと思えます。ご指摘のようにそういった面についてもきちんと目配りしながら、この施策がどう役割を果たすのかと評価をしなければいけないと思えます。さっき鷺谷先生もおっしゃったように、何か成果があったとしても、これだけで全てが達成されているわけでないということにもつながるお話だと思っております。

あとよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この議題（3）についてはこれで終了させていただきたいと思えます。

あと議題には（4）その他がございますが、事務局から何かあるでしょうか。

○野原農地・水保全管理室長 ありません。

○中嶋座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、用意されました議題はこれで全て終了いたしました。ありがとうございます。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

○野原農地・水保全管理室長 それでは、大変多くの、また貴重なご意見を賜りましてまことにありがとうございました。

次回第3回目の委員会は来年度に実施を予定しております。詳細な案内は追ってご連絡させていただきます。今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

これをもちまして第2回多面的機能支払交付金第三者委員会を閉会させていただきます。

どうもお疲れさまでございました。